参考資料１

○社会貢献活動の支援に関する条例

平成10年３月30日条例第20号

改正

平成11年12月17日条例第79号
平成12年12月18日条例第72号
平成13年７月９日条例第57号
平成21年12月15日条例第70号
平成26年３月28日条例第20号

社会貢献活動の支援に関する条例をここに公布する。

社会貢献活動の支援に関する条例

目次

第１章　総則（第１条―第６条）
第２章　社会貢献活動の支援に関する基本的施策（第７条―第14条）
第３章　岩手県社会貢献活動支援審議会（第15条―第20条）
第４章　雑則（第21条）
附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、社会貢献活動が地域社会において果たす役割の重要性にかんがみ、社会貢献活動の支援についての基本原則、社会貢献活動の支援に関する施策の基本となる事項等を定めることにより、社会貢献活動の支援を総合的に推進し、もって住みよい地域社会の形成に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において「社会貢献活動」とは、次に掲げる活動をいう。

（１）　個人又は法人その他の団体（以下「個人等」という。）が自発的に、かつ、対価を得ないで、役務の提供等を行うことにより直接に社会に貢献する活動であって、次に掲げるもの以外のもの

ア　宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成する活動

イ　政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対する活動

ウ　特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第３条に規定する公職及び同法の規定を準用する選挙による公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動

エ　その他公共の利益を害する行為をするおそれのあるものの活動

（２）　前号に掲げる活動を行う個人等に対し、当該活動に関して他の個人等が自発的に、かつ、対価を得ないで、役務の提供等を行うことにより社会に貢献する活動であって、同号アからエまでに掲げるもの以外のもの

（県の責務）

第３条　県は、社会貢献活動の支援に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

２　県は、市町村との連携及び協力の下に、広域的な見地から、社会貢献活動の支援に関する総合調整を行うものとする。

（市町村の役割）

第４条　市町村は、当該市町村の地域の実情に応じて、それぞれの立場において、社会貢献活動を支援するよう努めるものとする。

一部改正〔平成11年条例79号〕

（事業者の責務）

第５条　事業者は、社会貢献活動が円滑に行われるよう配慮に努めるものとする。

（基本原則）

第６条　県は、社会貢献活動を支援するに当たっては、社会貢献活動を行う個人等（以下「社会貢献活動者等」という。）の自主性を尊重しなければならない。

２　県は、社会貢献活動を支援するに当たっては、県と社会貢献活動者等との対等な関係の下に、協

働及び協調を旨としなければならない。
３　県は、社会貢献活動を支援するに当たっては、社会貢献活動の利益を受ける者の意思、人格等が尊重されるよう留意しなければならない。

第２章　社会貢献活動の支援に関する基本的施策

（社会貢献活動の支援に関する施策の基本方針）
第７条　県は、前条に定める基本原則にのっとり、社会貢献活動が広範かつ円滑に行われるよう、社会貢献活動の支援に関する施策を総合的に推進するものとする。
（支援指針）
第８条　知事は、社会貢献活動の支援に関する指針（以下「支援指針」という。）を定めなければならない。
２　支援指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。
（１）　社会貢献活動の支援に関する施策の方向
（２）　前号に掲げるもののほか、社会貢献活動の支援に関する施策を総合的に推進するために必要な事項
３　知事は、支援指針を定めようとするときは、あらかじめ、岩手県社会貢献活動支援審議会の意見を聴かなければならない。
４　知事は、支援指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
５　前２項の規定は、支援指針の変更について準用する。
（調査及び研究）
第９条　県は、社会貢献活動の支援について必要な調査及び研究を行い、その成果の普及に努めるものとする。
（広報及び広聴並びに学習機会の提供）
第10条　県は、県民が社会貢献活動に対する理解を深めることができるよう、社会貢献活動に関する広報及び広聴並びに学習の機会の提供に努めるものとする。
（拠点となる機能の整備）
第11条　県は、社会貢献活動が円滑に行われるよう、社会貢献活動の支援の拠点となる機能の整備に努めるものとする。
（情報ネットワークの構築）
第12条　県は、社会貢献活動について、県民、事業者、県及び市町村の相互の連携が図られるよう、情報ネットワークの構築に努めるものとする。
（交流及び連携）
第13条　県は、社会貢献活動者等相互の交流及び連携が図られるよう必要な支援に努めるものとする。
（人材の養成及び損害補償制度の利用の啓発）
第14条　県は、社会貢献活動が円滑に行われるよう、社会貢献活動に関する専門的知識を有する人材の養成及び社会貢献活動に関して生じた損害に係る補償制度の利用の啓発に努めるものとする。

第３章　岩手県社会貢献活動支援審議会

（設置）
第15条　社会貢献活動の支援に関する重要事項を調査審議させるため、知事の諮問機関として岩手県社会貢献活動支援審議会（以下「審議会」という。）を置く。
（組織）
第16条　審議会は、委員20人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命する。
（１）　市町村長
（２）　社会貢献活動者等を代表する者
（３）　学識経験のある者
（４）　関係行政機関の職員
２　委員の任期は、２年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
一部改正〔平成13年条例57号〕
（会長及び副会長）
第17条　審議会に会長及び副会長１人を置き、委員の互選とする。

２　会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
（会議）
第18条　審議会は、知事が招集する。
２　審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
３　審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
（庶務）
第19条　審議会の庶務は、環境生活部において処理する。
一部改正〔平成12年条例72号・21年70号・26年20号〕
（会長への委任）
第20条　この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。
第４章　雑則
（補則）
第21条　この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、知事が定める。
附　則
この条例は、平成10年４月１日から施行する。
附　則（平成11年12月17日条例第79号）
この条例は、平成12年４月１日から施行する。
附　則（平成12年12月18日条例第72号抄）
（施行期日）
１　この条例は、平成13年４月１日から施行する。
附　則（平成13年７月９日条例第57号）
この条例は、公布の日から施行する。
附　則（平成21年12月15日条例第70号抄）
（施行期日）
１　この条例は、平成22年４月１日から施行する。
附　則（平成26年３月28日条例第20号）
この条例は、平成26年４月１日から施行する。

参考資料２

社会貢献活動の支援に関する指針

目　次

序　　１　社会貢献活動の支援に関する指針策定の背景と趣旨
（1）背　　景
（2）策定の趣旨
２　指針の性格
３　社会貢献活動のとらえ方

第１　社会貢献活動の現状と課題
１　活動の現状
２　活動支援の現状
３　県民意識
４　課　　題

第２　社会貢献活動の基本的な支援の方向
１　基本的な支援の方針
２　活動環境の整備の方向

第３　社会貢献活動の支援施策の展開方向
１　参加しやすい環境づくり
（1）情報の提供・紹介、ニーズの把握
（2）学習する機会の提供
２　活動しやすく、その輪が広がるような環境づくり
（1）支援の拠点となる機能の整備
（2）情報ネットワークの構築
（3）交流及び連携への支援
（4）集会等の活動場所の提供
（5）人材の養成
３　社会に根づいていくような環境づくり
（1）社会的理解の促進
（2）ボランティア休暇制度の普及啓発
（3）活動に関する調査・研究
（4）損害補償制度の利用の啓発
４　災害時のボランティア活動への対応

第４　社会貢献活動支援の重点施策
　　１　支援拠点機能の整備
　　２　ボランティア情報システムの整備

第５　社会貢献活動支援のための連携の強化

別紙１、別紙２、参考資料　　省略

序

１　社会貢献活動の支援に関する指針策定の背景と趣旨

(1) 背　景

阪神・淡路大震災（平成7年1月 17 日）やナホトカ号重油流出事故（平成9年1月2日）では、多くのボランティア活動者による救援活動や復旧活動が展開されました。

これを契機として、ボランティア活動やNPO（民間非営利組織）活動の重要性が広く社会に認識され、これらの活動を支援する制度創設の要請が高まり、「特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第7号）」が平成 10 年 12 月1日から施行されました。

県においては、ボランティア活動等の活動環境を整備するなど、活動を側面的に支援するため、「社会貢献活動の支援に関する条例（平成 10 年岩手県条例第 20 号）」を制定し、平成 10 年4月1日から施行しました。

近年におけるボランティア活動は、高度経済成長に伴う急激な都市化・過疎化の現象や核家族化が顕在化した昭和 40 年代以降、地縁的なつながりが薄れてきたことなどの背景もあって、個人や共通の目的を持ったグループ等の活動へと変化し、不特定多数のために活動するいわゆる社会に貢献する活動として広がり、その概念は、奉仕活動、慈善活動というイメージの域を超えたものとして定着しつつあります。

また、少子高齢化の進行や環境問題に対する関心の高まりなどを背景として、住民が自発的に課題解決に向けて、自律的、組織的な活動を行うNPOがクローズアップされています。

ボランティア活動やNPO活動は、活動者自身にとっては、活動を通じて新たな発見や自己啓発につながるなど、自分自身を豊かにするとともに、生きがいを生み出し、

また、人と人とのきずなや自然とのふれあいなどにより、地域社会での連帯感の醸成や子供たちの健全育成に寄与する一方、活動によるサービスを受ける者にとっては、同じ地域社会で現実に生活を営んでいる一員としての出会いの場となり交流の場ともなっています。

ボランティア活動やNPO活動は、住民の意識、価値観が多様化する中で、個々人の自由な発想による自発的な活動として、今後、ますます活動気運が高まるとともに、新しい社会において、行政、民間企業等と異なる第三の領域の担い手として期待されています。

⑵ 策定の趣旨

ボランティア活動やNPO活動への関心を持つ県民が多くなっている中で、「活動へ参加するきっかけや機会がない」、「必要な情報や活動の場がなく参加できない」といったことなどが指摘されています。

このような状況を踏まえ、県においては、活動者の自主性を尊重し、対等なパートナーシップの下で、活動が円滑に弾力的に展開されるよう、ボランティア活動やNPO活動の支援を総合的に推進し、住みよい地域社会の形成に資するため、支援に関する施策の基本となる事項等を定めた「社会貢献活動の支援に関する条例」を制定しました。

この指針は、条例に基づき、中・長期的な展望に立って、ボランティア活動やNPO活動の支援に関する施策推進の基本的な方向を定め、その活動環境を計画的に整備するために策定するものです。

２ 指針の性格

⑴ この指針は、県民一人ひとりの自主的、自発的なボランティア活動やNPO活動が、今後、より一層活発化していくよう、支援施策を総合的、計画的に推進するための基本となるものです。

⑵ この指針は、市町村に対しては、それぞれの地域の実情に応じた支援施策立案の指針として活用されるとともに、県と一体となってボランティア活動やNPO活動の支援を推進するよう期待するものです。

⑶ この指針は、事業者及び各種団体等に対しては、ボランティア活動やNPO活動の支援に関する理解を深め、活動が円滑に行われるよう配慮に努めることを期待するものです。

３　社会貢献活動のとらえ方

⑴ 「ボランティア」という言葉は、日常的に使われていますが、その概念は必ずしも一様ではなく、例えば、「ボランティア」という言葉を「活動そのもの」を指す一方で、「活動者」を指して使われるなど、ボランティアに対する考え方もとらえ方によって様々です。

ボランティア活動の形態は、活動によるサービスを受ける者や活動者など人々の意識や社会の変革の中で、その動機や役割が変化しており、明確に統一された概念はありませんが、ボランティア活動は、一般的に自発性（自主性）、無償性（非営利性）、公益性（公共性）の性格を有するものであるとされています。

平成３年版の「厚生白書」では、ボランティア活動について明確な定義を行うことは難しいが、便宜的に「自発的な意思に基づいて他人や社会に貢献する活動」としています。

また、NPO活動には組織性が前提とされる点など、ボランティア活動とは若干の差異はあるものの、ほぼ同じ概念と考えられます。

本県では、条例において、ボランティア活動とNPO活動を特に区別せずに、社会貢献活動として「個人又は法人その他の団体が自発的に、かつ、対価を得ないで、役務の提供等を行うことにより直接に社会に貢献する活動（社会貢献活動者等を支援する活動を含む。）で、宗教活動、政治活動、選挙活動等以外のもの」と定義し、いわゆる一般的なボランティア活動の概念と同様の考え方でとらえています。

⑵ なお、近年、ボランティア活動が助け合いの精神に基づき、活動によるサービスを受ける者と活動者との対等な関係を保ちながら謝意や経費を認め合うことは、ボランティア活動の本来的な性格からはずれるものではないとされ、活動に要する実費などの金額を受ける活動を「有償ボランティア」と呼んでいる例もあります。

このため、条例においては、営利を目的としない住民相互の助け合いを基調とした活動に対し、それに要する実費弁償や謝礼的な性格の強い金銭を受けるいわゆる「有償ボランティア」も無償性、非営利性の性格を有しており、社会貢献活動としてとらえています。

⑶ また、行政と一体となって地域社会の課題に取り組むため、行政から委嘱を受けて公的活動を行っている消防団員、交通指導員、民生・児童委員、少年補導員などの、いわゆる「行政委嘱型ボランティア」は、知識や技術を組織的・個人的に提供しているものであり、これらの「行政委嘱型ボランティア」の活動も社会貢献活動としてとらえています。

第1　社会貢献活動の現状と課題

1　活動の現状

住民の社会参加意識の高まりにより、個々人の自由な発想による様々な活動や共通の目的を持ったグループ等の活動が活発化しています。これらの活動には、青少年、主婦、勤労者、高齢者など幅広い世代の人々が参加しており、活動者の数は年々増加し、その活動も複合化や多様な分野への広がりをみせています。

また、民間企業等においても、地域社会を構成する一員であるとの認識が広まりつつあり、様々なボランティア活動への取り組みが行われています。

⑴ 平成 10 年度においては、2,500 を超える団体、22 万人余の県民が活動を行っており、その活動分野の割合をみると、社会福祉関係が 55 %と最も多く、次いで環境保全・自然保護関係が 22 %、まちむらづくりなどの地域振興関係が6%、青少年健全育成関係が5%となっています。

この外にも、スポーツ・文化・芸術、保健医療、地域安全、国際協力、イベント協力、災害救援などの活動が行われており、活動分野は多岐にわたっています。

⑵ 行政から委嘱を受けて公的活動を行っている消防団員、交通指導員、民生・児童委員、少年補導員など、いわゆる「行政委嘱型ボランティア」の活動は、地域社会の中で重要な役割を果しています。

⑶ 最近のボランティア活動では、講演会や会議等における手話・要約筆記通訳、林野火災跡地への植林、浸水被害を受けた公共施設等の後片付け、岩手県内陸北部地震により避難した人々への炊き出しなどの活動の例があります。

⑷ また、独り暮らし高齢者宅の雪かきを行うスノーバスターズや障害を持った子供たちとの自然観察、地域ぐるみでの空き缶やゴミ拾い、花壇の整備、河川敷等の清掃、事業所ぐるみでスポーツ大会のボランティア競技役員としてコース整理や審判などを行い、大会を支える大きな力となった活動の例もあります。さらには、環境問題を啓発する講演会等の自主企画や住民が一体となって地域環境を育て、守る活動、北上川流域など広域的な地域づくり活動も活発化しつつあります。

２ 活動支援の現状

県、市町村及びボランティア活動振興センター（岩手県社会福祉協議会）において、ボランティア活動やNPO活動を支援するための様々な取り組みが行われています。

⑴ 広報・啓発

① 広報及び啓発（県の広報番組による活動紹介やパンフレット、リーフレット等による活動の広報・啓発）

② ボランティア情報誌等の発行（「活動ハンドブック」や活動情報誌「イーボラン」の発行など）

③ 講演会、シンポジウム、研究大会等の開催（国際NPOフォーラムの開催、住民等を対象にした活動に関する各種講演会等の開催）

⑵ 講座・研修の開催

① 青少年のボランティア活動の学習（学校教育の一環としての児童・生徒の学習）

② 各種講座等への講師等の派遣（環境アドバイザー派遣など）

③ ボランティア活動体験、介護等の体験（森林整備の学習体験や福祉分野における活動体験など）

④ ボランティア養成講座等の開催（ガイドヘルパー、点訳奉仕員、手話通訳者、

⑤ 要約筆記奉仕員等の養成講座やボランティア活動入門講座の開催など）

⑶ 支援機能の充実等

① ボランティアセンターの運営（ボランティア活動振興センター（県社協）、生涯学習ボランティアセンター（県教育事務所）の運営）

② 活動に関する相談、活動者等の登録、斡旋（ボランティア活動振興センター（県社協）や地方振興局での相談、登録、斡旋、森林ボランティア登録、手話通訳者等の登録など）

③ 支援拠点機能の整備（ボランティア活動振興センター（県社協）との協働）

⑷ 情報提供等

① ボランティア情報の収集・提供（ボランティア活動振興センター（県社協）や地方振興局での情報の収集・提供など）

② ボランティア情報システムの整備（システム整備、アンケート調査による基礎データの収集）

⑸ 交流及び連携への支援

① 交流集会等の開催（児童・生徒ボランティア活動交流会、青年ボランティアや活

動団体等の交流集会の開催など）
② ボランティア・ネットワーク等の形成（地域生活支援、森林づくりのボランティアネットワークなど）
③ 奉仕員の派遣（手話通訳者や要約筆記奉仕員の派遣など）

(6) 人材の養成
① 指導者等の養成研修会の開催（ボランティアコーディネーター、ボランティア活動リーダー、自然観察リーダー、食生活改善推進員リーダー、応急危険度判定士などの養成）

(7) 損害補償制度の利用の啓発
① ボランティア活動保険の保険料の助成

(8) 特定非営利活動法人への支援
① 収益事業を行わない特定非営利活動法人の県民税（均等割）の減免

3 県民意識

平成9年度において、銀河系いわてモニター 117 人、ボランティア団体 200 団体、県民 1,000 人を対象に、ボランィア活動に関する意識等について、それぞれアンケート調査を実施しました。

(1) ボランティア活動への関心
「非常に関心があるので、ボランティア活動をぜひ行いたい（行っている）」、「ある程度関心があるので、ボランティア活動を行ってみたい」との回答を合わせると、その割合は8割を超えています。

(2) ボランティア活動と行政の関係
「行政は、広報・啓発などのように、活動の主体性を損なわない範囲で支援すべきだ」と考える県民や活動団体が約5割を占めています。一方、「行政はボランティア活動を積極的に育成していくべきだ」、「支援だけにとどまらず、行政が行う施策にも積極的にボランティア活動を活用すべきだ」と考えている県民や活動団体が、それぞれ約2割を占めています。

(3) 行政が特に力をいれるべきこと
「活動中の事故に対する保険制度の整備・援助」、「ボランティア団体の育成・支援

体制の充実」、「ボランティア活動に関する情報の収集・提供の充実」、「技術や知識を習得できる講習会等の機会の充実」、「参加を促すための広報・普及啓発の充実」の割合が高くなっています。

⑷ 災害時のボランティア活動に対する行政の支援
「ボランティア活動者の受入体制の整備」、「災害現場での活動中の事故に対する補償制度の整備」、「参加を促すための広報」の割合が高くなっています。

4 課 題

ボランティア活動やNPO活動が地域社会で重要な役割を担い、今後、さらに活発化することが予想される中にあって、県民の活動への関心は非常に高く、その関心や意欲が実際の活動へ結び付くような支援が必要です。
また、活動がしやすくなるように、その主体性を損うことなく、次のような様々な課題に対して、積極的な支援策を講じて行く必要があります。

⑴ 活動に参加するきっかけや機会となる広報・広聴や学習の場が必要です。
ボランティア活動やNPO活動への理解を深めて、活動を行うことを希望する人々が容易に活動へ参加できるようにすることが必要です。

⑵ 活動に関する相談や人材養成、活動団体の交流など、総合的に支援する機能が必要です。
ボランティア団体等がより活動しやすくなるためには、様々な支援を総合的に、効果的に行う拠点機能の整備が必要です。

⑶ ボランティア活動やNPO活動に関する情報を容易に得ることができる体制が必要です。また、行政側からの積極的な情報提供のほか、活動団体からの情報発信が必要です。
ボランティア活動やNPO活動に関する情報を一元化し、活動を行うため、活動によるサービスを受けるために必要な様々な情報を、いつでも、どこでも入手できる活動情報のネットワーク化を進める必要があります。

⑷ 活動グループ相互や関係機関・団体との連携が必要です。
ボランティア活動やNPO活動が幅広く展開されるよう、活動団体等の相互の情報交換や広域的な交流が必要です。
また、ボランティア団体等と関係機関・団体との連携が必要です。

⑸ 活動に関する打合せや作業等のための活動の場が必要です。
ボランティア団体等が活動を継続的に行うためには、打合せや作業をする活動の場を提供する必要があります。

⑹ 災害時におけるボランティア活動への支援体制の整備が必要です。
災害時にも対応できるようなボランティア活動者のコーディネート体制の整備等受入れ体制の整備が必要です。

第2 社会貢献活動の基本的な支援の方向

1 基本的な支援の方針

社会貢献活動の支援は、活動者の自主性の尊重、県と活動者との対等な関係での協働・協調、活動の利益を受ける者の意思・人格の尊重を基本原則として、県民のだれもがボランティア活動やNPO活動をしたいときにできるように、また、より活動しやすくなるよう、活動環境を整備することを基本とするものです。
従って、ボランティア団体等の運営経費を助成するなどのように直接的に支援するものではなく、情報提供や人材養成など、ボランティア活動やNPO活動を側面的、間接的に支援しようとするものです。
また、個人、グループ、団体、企業など、活動の主体や特定非営利活動促進法等に基づく法人格の有無を問わず、ボランティア活動やNPO活動そのものを支援しようとするものです。

2 活動環境の整備の方向

⑴ 参加しやすい環境づくり
ボランティア活動やNPO活動の楽しさや地域社会において果たす役割などを広く県民に紹介し、活動が理解され、親しまれ、いつでも、どこでも、だれもが活動に参加できるよう、広報等や学習機会の提供など、活動に参加しやすい環境づくりに努めます。

⑵ 活動しやすく、その輪が広がるような環境づくり
ボランティア活動やNPO活動が継続して行われ、新しいつながりが生まれて活動

の輪がますます広がるよう、活動の支援拠点機能の整備や情報ネットワークの構築、活動者の交流や連携、活動の場の提供、人材の養成など、活動しやすい環境づくりに努めます。

⑶ 社会に根づいていくような環境づくり

ボランティア活動やNPO活動が生活に身近なものとして理解され、そして、自主的・自発的な活動として地域社会に根づいていくよう、活動に対する社会的理解の促進、ボランティア休暇制度の普及啓発、活動に関する調査・研究、ボランティア活動保険の利用など、活動が社会に定着する環境づくりに努めます。

第3 社会貢献活動の支援施策の展開方向

1 参加しやすい環境づくり

⑴ 情報の提供・紹介、ニーズの把握

ボランティア活動やNPO活動を県民各層に広く紹介することは、活動を身近に感じ、それぞれの立場や状況に応じて活動へ参加するきっかけづくりとなるものです。ボランティア活動やNPO活動は、自発的に行われるものであり、自然に広がることが望ましいことです。

このため、ボランティア活動やNPO活動への関心が高まり、理解が深められるよう、活動に関する情報の提供やニーズの把握に努めます。

【具体的方策例】

① 県の広報紙、広報番組などの広報媒体の活用や啓発パンフレットなどによる活動の紹介

② ボランティア活動やNPO活動に関する新聞紙上での広報欄の開設やホームページでの広聴広報欄の開設

③ 活動によるサービスを受ける側のニーズの把握及びニーズ発信の広報

④ ボランティア活動やNPO活動に関するシンポジウムや講演会、ボランティア・フェスティバルなどの開催

⑤ それぞれの地域の新しい活動情報を提供するための地域ごとの情報紙の発行

⑵ 学習する機会の提供

ボランティア活動やNPO活動に参加してみたいと考えている人々や関心を持ってい

る人々が活動に関する学習を行うことは、活動に対する理解を深め、活動へ参加するきっかけとなるものです。
このため、ボランティア活動やNPO活動について学習する機会を提供します。

【具体的方策例】
① ボランティア活動やNPO活動について学習するための各種講座の開設
② 学校、社会教育施設等でボランティア活動への理解を深めたり、活動を体験できるような機会の提供
③ ボランティア団体やNPOが開催する各種講座等への講師の派遣や斡旋

2 活動しやすく、その輪が広がるような環境づくり

(1) 支援の拠点となる機能の整備

県民が身近なところで、ボランティア活動やNPO活動についての情報の提供、活動のコーディネート、活動に関する相談が受けられ、また、個人や団体相互の交流などができる場となる活動支援拠点は、ボランティア活動やNPO活動を参加しやすいものにし、活動をより広め、深めていくために必要です。
このため、ボランティア活動やNPO活動の総合的な窓口となり、情報提供やコーディネート機能、コンサルテーション機能など、様々なニーズに対応しうる多様な機能を備えた中核となる支援拠点の整備を図ります。
また、それぞれの地域の特性や活動者等の意向を踏まえて支援する広域の拠点機能の整備を図ります。

【具体的方策例】
① ボランティア活動やNPO活動に関する情報の提供や活動に関する様々な問題への相談等を受ける窓口の設置など、活動を総合的に支援する中核となる活動支援拠点機能の整備
② 地方振興局単位など、広域における活動支援拠点機能の整備
③ 活動を効果的に調整したり、活動の相談に応じるコーディネーターやアドバイザー等の活動支援拠点への配置
④ 市町村における、実情に合った活動支援拠点機能の整備の促進

(2) 情報ネットワークの構築

ボランティア活動やNPO活動をこれから始めようと考えている人々にとって、あるいは現に活動を行っている人々や活動によるサービスを受けたいと思っている人々にとって、どこで、どのような団体・グループが、どのような活動を行っているのかといった

情報や、イベント、講座の開催案内等の関連情報が得られることは、参加や交流を考えるきっかけとして、あるいは実際に相手方に対して連絡等を行う際の情報源として重要です。

このため、ボランティア活動やNPO活動に関する情報を横断的、一元的に収集・提供し、どこでも、だれでも情報が容易に得られ、また、活動者や活動によるサービスを受ける側から発信できる情報システムを整備します。

また、関係機関がこのシステムを活用して、ボランティア活動等に対する支援業務をより充実させることができるような機能も合わせて整備します。

【具体的方策例】

① 県内のボランティア団体等に関する情報を市町村別、活動分野別、活動エリア別に検索ができ、必要な情報が得られるようなシステムの整備

② ボランティア活動やNPO活動に関する各種の情報の提供や、活動者が自ら情報発信できるシステムの整備

③ ボランティア活動やNPO活動に関する意見や情報を発信し、活動者等の交流が図られるようなシステムの整備

④ 関係機関が行うコーディネート業務やシステム上の情報の管理等を支援するためのシステムの整備

⑤ 災害時に、ボランティア活動に関する情報を提供するためのシステムの整備

⑶ 交流及び連携への支援

多様なボランティア活動やNPO活動が活発に行われるためには、活動者相互の交流や連携が重要であり、また、活動のネットワーク化を図るうえで、人と人とのつながりによる情報の交換が最も有効で大きな意味を持っています。

活動者が自由な雰囲気のもとで、気軽に交流し、情報交換を行うことにより、活動の輪が広がり幅広いボランティア活動やNPO活動の展開が期待されます。

このため、ボランティア活動者等の交流や連携が図られるよう、必要な支援を行います。

【具体的方策例】

① ボランティア活動者等が交流できるイベントの開催

② ボランティア団体等が相互に各種情報を交換できる交流支援システムの整備（情報ネットワークの構築）

⑷ 集会等の活動場所の提供

ボランティアやNPOの団体等が活発に活動を行い、その活動が継続的に行われて

いくためには、活動団体等が打合せや作業等を行うことができる活動の場が必要です。
このため、活動の場の確保が図られるよう、必要な支援に努めます。

【具体的方策例】
① ボランティア団体等が自由に使える活動の場の提供
② 県・市町村の公共施設の利用の便宜供与
③ 民間企業等に対する社内施設や敷地等の提供の要請

⑸ 人材の養成
ボランティア活動やNPO活動が広範かつ円滑に展開されるためには、コーディネーターやアドバイザー、リーダー等の人材が必要です。
このため、活動を行いたい人と活動によるサービスを受けたい人を結び付けたり、活動内容を効果的に調整したり、活動に意欲を持つ人に対し身近なところで相談に応じたりすることができる人材や地域、職場、学校等で、自ら活動に参加しながら、活動の指導者的役割を果たす人材を養成します。

【具体的方策例】
① ボランティア活動者とボランティア活動によるサービスを必要とする個人、団体、施設等との活動内容の調整役としての役割を担うコーディネーターや活動に関する相談に応ずるアドバイザーの養成・確保
② ボランティア活動やNPO活動を先導的に指導するリーダーの養成

3 社会に根づいていくような環境づくり

⑴ 社会的理解の促進
ボランティア活動やNPO活動の活動事例を広く紹介し、活動を啓発することは、活動者等への理解が深まり、活動者や活動団体の大きな励みとなります。
このため、ボランティア活動やNPO活動が社会に定着し、自然に根づいていくよう、活動者等に対する社会的理解の向上に努めます。

【具体的方策例】
① 活動事例（体験）の発表機会の提供や活動事例集の作成
② 県の広報紙や広報番組による活動の紹介、啓発

⑵ ボランティア休暇制度の普及啓発

ボランティア活動に参加しやすい職場環境が必要です。
このため、ボランティア休暇制度の普及啓発に努めます。

【具体的方策例】
① 民間企業等に対するボランティア休暇制度の普及啓発
② ボランティア休暇制度を導入していない市町村に対する、ボランティア休暇制度の導入の要請
③ 職員、従業員等のボランティア休暇制度の効果的な活用の啓発

⑶ 活動に関する調査・研究
ボランティア活動やNPO活動には、幅広い世代の人々が参加し、その活動分野も多岐にわたっています。
このため、これらの活動がさらに活発に展開されるよう、活動に参加しやすい環境づくりや活動の輪が広がるような環境づくり、社会に理解され根づいていくような環境づくりについて、調査・研究を行います。

【具体的方策例】
① 年齢やライフスタイル、関心度などに合わせて活動に参加できるようにするための活動参加プログラムの調査・研究
② ボランティア・NPO等の組織的・継続的な活動や政策提言などを行いうる活動団体の育成プログラムの調査研究
③ ボランティアやNPO等の実態やニーズを把握するための各種アンケート調査の実施

⑷ 損害補償制度の利用の啓発
ボランティア活動に関して、万一、事故が発生した場合であっても、その損害等に対して補償が行われることにより、県民のだれもが安心してボランティア活動に参加することができ、活動が円滑に行われることとなります。
ボランティア活動者は、活動に関しての損害等が補償される「ボランティア活動保険」等を利用することが望まれます。
このため、ボランティア活動保険の利用の啓発を図ります。

【具体的方策例】
① 広報紙や広報番組、インターネット、パンフレットの活用によるボランティア活動保険等の周知や保険への加入促進
② ボランティア活動保険の保険料の一部助成

4　災害時のボランティア活動への対応

自然災害や事故が発生した場合、被害の状況によっては、行政機関だけでは迅速できめ細かな十分な対応を果たせないことが予想され、阪神・淡路大震災の際にみられたように、様々な分野で被災者を救援するボランティア活動の果たす役割は大きいものがあります。

大規模な災害が発生した場合、全国から多数のボランティア活動者が駆けつけることが予想され、これらの災害救援ボランティア活動が効率よく、その成果が発揮されることが重要です。

このため、情報システムなどを利用して、正確な災害の状況や必要なボランティア活動の内容を的確な情報として提供することや活動をコーディネートする機能を整備すること等、受入体制の整備を図ります。

【具体的方策例】

(1) 体制の整備

① 災害時におけるボランティア団体による組織的な活動や団体相互の連携を図るため、市町村や関係団体等相互のネットワークの構築

② 市町村における災害救援ボランティア活動の拠点となる施設の指定や活動に必要な機材の提供などの支援体制の整備の促進

③ 多数のボランティア活動者の参加に対応できるコーディネート体制の整備

④ 県外被災地での活動を行うためのボランティア支援体制の整備

⑤ 災害時に、ねたきり等の高齢者や障害者（児）などの災害弱者の安全確保を図るため、在宅の災害弱者に対する近隣住民の支援協力、社会福祉施設等に対する町内（自治）会の支援協力などの地域協力体制の整備

(2) 活動者の登録

災害発生時に迅速に対応できるように、ボランティア活動者の登録制度の創設

(3) 研修等

① 災害時におけるボランティア活動に関する基礎知識等を習得できるような研修会等の開催

② 災害時のボランティア活動を行う上での注意事項や心構えに関する「災害救援ボランティア活動マニュアル」の作成

(4) 情報の提供

災害の状況や必要なボランティア活動に関する情報を的確に提供するための、公共メディアやインターネット等の多様な情報手段の効果的な活用

第4　社会貢献活動支援の重点施策

1　支援拠点機能の整備

⑴ 基本的な考え方

ボランティア活動やNPO活動は、多様な分野へ広がりをみせています。

このため、これらの活動を支援する拠点は、多様なボランティア活動やNPO活動に総合的に対応できる支援機能を有し、できるだけ県民が身近な所で利用できるように整備を図ります。

⑵ 中核拠点機能と広域拠点機能

県域、広域圏域、市町村域に、概ね次のような拠点機能の整備を目指します。

これらの中核拠点、広域拠点、市町村拠点は、相互に連携し、一体となって活動を支援する機能を発揮できるように、適切な運営に努めます。

① 中核拠点機能

ボランティア活動やNPO活動に関する全県的な意識啓発や情報提供、災害時の活動への対応などの支援を行うとともに、広域拠点機能や市町村拠点機能への支援を行うため、県域を対象として活動を支援する総合的な機能を有する中核となる拠点機能の整備を図ります。

② 広域拠点機能

住民に身近な活動支援の窓口として、地域の活動に関する情報収集・提供、活動者や活動によるサービスを受ける者の相談、ボランティア団体等の相互の交流などの支援を行うため、広域的な地域を対象として地方振興局単位など、広域的な拠点機能の整備を図ります。

③ 市町村拠点機能

住民に最も身近な市町村に対して、市町村域を対象とした市町村拠点機能の整備を図るよう要請します。

⑶ 支援拠点の機能

ボランティア活動やNPO活動を支援する拠点機能は、活動の地域・分野・形態にかかわらず、活動団体等が活動を行っていくために必要とする、概ね次の拠点機能を

持つものとします。

① 中核拠点機能

ア 総合的な窓口機能

ボランティア活動やNPO活動について、様々な照会や相談、活動のコーディネートができるような総合窓口機能

イ 活動の広報や啓発を行う機能

活動を広く紹介し、活動が理解されるような全県的な広報や啓発の実施機能

ウ 情報を収集し、提供する機能

活動を行うため、活動によるサービスを受けるために必要な様々な分野の活動に関する情報の収集・提供機能（ボランティア情報システムの整備による情報の収集・提供）

エ 交流や連携を促進する機能

活動団体等が相互に交流する機会の提供や交流を通じてのネットワーク化への支援機能

オ 人材養成や活動の学習を支援する機能

コーディネーターやアドバイザーなどの活動に関する高い知識を有する人材の養成及び活動に関する知識等を得るための学習の支援機能

カ 調査や研究を行う機能

活動が活発に展開されるように必要な資料の作成や活動へ参加しやすくなるような活動支援に関する調査、研究機能

キ 災害時の活動に対応する機能

災害時のボランティア活動を支援するための広域的な活動に関する調整機能

② 広域拠点機能

ア 活動の広報や啓発を行う機能

活動を広く紹介し、活動が理解されるような地域的な広報や啓発の実施機能

イ 活動者等の相談に応じたり、活動者等の登録・紹介・斡旋をする機能

活動者及び活動によるサービスを受ける者の活動に関する相談や活動が円滑に行われるよう活動者や活動によるサービスを受ける者の登録・紹介・斡旋機能

ウ 情報を収集し、提供する機能

活動を行うため、活動によるサービスを受けるために必要な様々な分野の活動に関する情報の収集・提供機能（ボランティア情報システムの整備による情報の収集・提供等）

エ 交流や連携を促進する機能

活動団体等が相互に交流する機会の提供や交流を通じてのネットワーク化への支援機能

オ 活動の学習を支援する機能

活動に関する知識等を得るための学習の支援機能

2 ボランティア情報システムの整備

(1) 整備の考え方

ボランティア活動やNPO活動に関する情報を横断的、一元的に収集・提供し、どこでも、だれでも容易に情報が得られ、また、活動者や活動によるサービスを受ける側から発信できる情報システムを整備します。

また、関係機関がこのシステムを活用して、ボランティア活動等に対する支援業務をより充実させることができるような機能も合わせて整備します。

情報システムは、中核拠点、広域拠点、市町村拠点をつなぎ情報を提供するとともに、情報の入手・発信ができる場、情報の流通を生み出す場として、県民・活動団体が気軽に利用できるものとします。

また、利用者とともに、適正な情報の管理や運用等に努めます。

(2) 整備する機能

① 活動団体検索システム

県内のボランティア団体等に関する情報を、市町村別、活動分野別、活動エリア別などで検索し、提供するものです。

このために必要となるデータについて収集、整備し、これをデータベース化します。これらのデータは、毎年、定期的に更新するとともに、掲載団体からの希望に応じて随時の変更を可能にするものとします。

なお、利用者に提供される情報としては、次のものが考えられます。

ア 団体(グループ)名
イ 団体等の区分(法人、任意団体などの区分)
ウ 結成年月日
エ 活動人数
オ 代表者名
カ 連絡先(住所、電話番号、ファックス番号)
キ 活動分野及び活動内容
ク 活動エリア

② 関連情報提供システム

ボランティア活動やNPO活動を支援する情報の提供や、ボランティア団体等が自らの活動に関連して情報発信したい場合に、これを可能とするコーナーをシステム上に整備します。掲載情報としては、次のような情報が考えられます。

ア ニュース・トピックス

イ イベント情報
ウ 講座、研修等の開催案内
エ ボランティア募集情報
オ 各種助成制度一覧
カ 行政情報
キ 利用可能な施設などの情報

③ 交流支援システム

ボランティア活動者や活動によるサービスを受ける側が、システム上で自由に意見・情報を発信する場として、電子掲示板による「意見交換・交流の場」などのコーナーを開設します。

④ リンク機能

ボランティア活動やNPO活動に関する情報の総合窓口として、他の情報システムとのリンク（連結）機能を持つものとします。

⑤ 関係機関業務支援システム

関係機関が行う次の業務を支援するためのシステムを整備します。

ア コーディネート業務（相談対応）
イ システム上の情報管理（情報の作成、検索、登録、修正、削除等）
ウ 地域からの情報発信
エ 関係機関相互の連絡・調整
オ ファックスによる情報提供

⑥ 災害時の情報提供システム

災害発生時に、ボランティアの受付窓口やボランティア募集情報など、災害ボランティア活動に役立つ情報を提供するほか、被災地の被害情報などを提供するコーナーを開設します。

第5 社会貢献活動支援のための連携の強化

ボランティア活動やNPO活動の支援を総合的かつ効果的なものとし、活動が広く県民に理解され、活動が一層活発化し、社会に根づいていくようにするためには、社会福祉協議会や日本赤十字社県支部、各関係協会など、活動を支援する団体等や行政が連携、協力して、一体となって活動の支援を行うことが必要です。

このため、これらの団体等と行政とが定期的な連絡、協議を行い、相互に密接な連携の下で活動の支援が行えるように支援ネットワーク体制の整備を図ります。

１　県域及び地方振興局の区域において、活動の支援を推進する団体等と県との支援ネットワーク体制の整備を図ります。
２　市町村の区域において、活動の支援を推進する団体等と各市町村との支援ネットワーク体制の整備の促進に努めます。